別表第三中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、第一項として次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 1　製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合<br>一　第六条第一項第二十八号の二の三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充**塡**する場所及び当該容器等に講じた容器の破裂防止のための措置 | 一　三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充**塡**する場所及び当該ガスの充**塡**容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視及び図面により検査する。 |

（コンビナート等保安規則の一部改正）

**第二条**　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五十八号の次に次の一号を加える。

五十八の二　三フッ化窒素を車両に固定し、又は積載した容器（以下「車両に固定した容器等」という。）に充**塡**する場所及び第六十五号に規定する当該ガスの充**塡**容器に係る容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）には、隣接する当該ガスを容器に充**塡**する場所における火災等の原因により車両に固定した容器等が破裂することを防止するための措置を講ずること。

第五条第六十五号ル中「又は酸素」を「、酸素又は三フッ化窒素」に改める。

第五条第二項第一号に次のように加える。

ヘ　三フッ化窒素の充**塡**容器等のバルブは、静かに開閉すること。

第五条第二項第二号ト中「酸素」の下に「又は三フッ化窒素」を加え、「充てん」を「充**塡**」に改め、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ　三フッ化窒素を容器に充**塡**する場所には可燃性物質（車両に固定した容器等の車両を除く。）を置かないこと。

第五条第二項第四号イ中「毒性ガス」の下に「（経済産業大臣が定めるものを除く。）」を加える。

第七条の二第二項第一号及び第七条の三第三項第一号中「ヌ」を「ル」に改める。

第三十七条第三項中「前二項の規定にかかわらず」の下に「、コールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び特定圧縮水素スタンド以外の製造設備（第五条第一項第五十八号の二に規定する措置に限る。）」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

別表第三第一項上欄中「天然ガススタンド」を「圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド」に改め、同項第五十九号の次に次の一号を加える。

| | |
|---|---|
| 五十九の二　第五条第一項第五十八号の二の三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充**塡**する場所及び当該ガスの充**塡**容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）に講じた容器の破裂防止のための措置 | 五十九の二　三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充**塡**する場所及び当該ガスの充**塡**容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視及び図面により検査する。 |

別表第四中第一項を第二項とし、第一項として次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 1　製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び特定圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合<br>一　第五条第一項第五十八号の二の三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充**塡**する場所及び当該容器等に講じた容器の破裂防止のための措置 | 一　三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充**塡**する場所及び当該ガスの充**塡**容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視及び図面により検査する。 |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。ただし、第一条中一般高圧ガス保安規則第六条第二項第七号及び第二条中コンビナート等保安規則第五条第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現に設置されている設備については、第一条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則第六条第一項第二十八号の二、第三十九号及び第四十二号ヌ、第八条第一項第四号並びに第六十条第一項第十二号の規定は、この省令の公布の日から一年間は、適用しない。

（コンビナート等保安規則の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　この省令の施行の際現に設置されている設備については、第二条の規定による改正後のコンビナート等保安規則第五条第一項第五十八号の二及び第六十五号ルの規定は、この省令の公布の日から一年間は、適用しない。

# 告　示

**○経済産業省告示第百八十五号**

一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第二項第七号イ及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第五条第二項第四号イの規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年八月二十六日

経済産業大臣　海江田万里

第十条の二の次に次の一条を加える。

（経済産業大臣が定める毒性ガス）

**第十条の三**　一般高圧ガス保安規則第六条第二項第七号イ及びコンビナート等保安規則第五条第二項第四号イの経済産業大臣が定めるものは、ホイップクリーム類（乳脂肪分を主成分とする食品又は乳脂肪代替食品を主要原料として泡立てたものをいう。）の噴射剤として当該ホイップクリーム類と同一容器内に充**塡**する亜酸化窒素（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）に規定する亜酸化窒素の成分規格に適合するものに限る。）とする。

第十二条の四の表の毒性ガスの項中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改める。

第十二条の七の表の十の項中「第五十六条の十第一項、第六十九条第一項若しくは第九十八条第二項」を「第七十八条第一項、第百九条第一項若しくは第百八十二条第二項」に、同表の十一の項中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改める。